



(公財) 豊田市文化振興財団 文化事業 (活動)

令和6年度 助成事業 要項



1 趣旨

豊田市内を基盤とする文化団体又は個人が行う文化事業（活動）に対して、文化活動の継承及び発展又は文化振興の一助として助成支援を行うものです。

2 対象者

豊田市内を基盤として文化芸術創作活動を行う団体又は個人

3 募集部門

(1) 文化体験事業 -----

当該団体に所属しない一般市民を参加対象として、技術の習得や文化活動をより深く理解するために行う講習や実技等の見学活動などの学び体験事業

〔個別要件〕

- ① 当該事業は、団体が行う事業の一部を対象とする場合も可とします。
- ② 事業実施における参加募集人数は、10名以上としてください。
- ③ 参加対象に子ども（高校生以下）を含む場合は、必ず技術の習得体験を事業内に取り入れてください（対象を子どもに限定しても構いません。）
- ④ 体験等にかかる参加者負担は、材料代など実費以内としてください。
- ⑤ 当該団体が定例に主催する公演や大会等のみでは対象になりません。
- ⑥ 学校の授業の一環として行う活動を除きます。
- ⑦ 参加者の募集を行った場合で、当日までに参加者がなかった場合は、助成の対象になりません。

(2) 文化交流事業 -----

より豊かな文化の発展のため、他の団体や個人と共働して、互いの良さを認め合うとともに互いの知識・経験などの見聞を広めるために行う交流事業、又は異文化の理解や相互発展のため外国の団体や個人と文化を享受する事業

〔個別要件〕

- ① 交流相手は、市内の団体又は個人でなくても構いません。
- ② 当該団体又は個人が所属する連盟等組織の定例会は、対象になりません。
- ③ 単に団体間の出演協力や展示場所の提供などの協力は、対象になりません。企画から運営まで共働すること又は作品を共働して作り上げることを対象とします。
- ④ 参加者の募集を行った場合で、当日までに参加者がなかった場合は、助成の対象になりません。

(3) まちなか文化芸術活動事業 -----

まちなかの広場を使って、展示や発表、体験を行うことにより、まちなかのにぎわい創生に寄与するとともに、普段、文化芸術に触れたことのない市民に対して、豊田の文化芸術を知ってもらう機会ややってみたいと思うきっかけとする事業

〔個別要件〕

- ① まちなかの広場は下記の8箇所とする。

1 シティプラザ	2 ペDESTリアンデッキ広場
3 ギャザ南広場	4 参合館前広場
5 コモ・スクエアイベント広場	6 KITARA 前広場
7 新とよパーク	
- ② 会場の申請手続きにサポートが必要な場合は、豊田市文化振興課（0565-34-6631）までご相談ください。
- ③ 他から報酬や謝礼を受領する場合は、対象になりません。
- ④ まちなかの広場を使っての稽古や定例の活動も対象となります。ただし、一般の方が見学できるよう配慮が必要となります。
- ⑤ 稽古や定例活動の場合、会場使用料のみが助成の対象となります。

4 助成全体要件

- ① 「文化事業（活動）助成審査会」で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成対象事業を決定します。
- ② 助成金は、事業のための諸費用を要するものを対象とします。
- ③ 事業に支出した対象費用が助成金額未満であった場合は、その額を上限とします。
- ④ 事業に支出した費用の内、関係者の飲食にかかった費用は、対象外とします。
- ⑤ 公演の開催にあつては、有料事業であっても、営利を目的とせず入場料が概ね事業経費に充てられる場合は、対象となります。

5 助成金額

1つの申請に対し	当財団団体会員又は個人会員	50,000円（上限）
	一般団体又は個人	20,000円（上限）

※会員とは、応募時に会員資格を有するものとする。

6 助成回数

1 会計年度内 1 団体（個人）1 回（全部門に対し 1 回のみ）

7 応募方法

所定の「助成申請書」及び当該事業の内容がわかる資料を（公財）豊田市文化振興財団文化事業課へ提出してください。

8 対象事業開催期間と募集期間

4 月から翌 3 月までを 1 会計年度とし、募集期間等は以下の表のとおりとします。

	対象事業開催期間	募集期間	選考
前期	令和 6 年 4 月 1 日（月）から 12 月 31 日（火）	令和 6 年 1 月 5 日（金）から 1 月 31 日（水）必着	令和 6 年 2 月
後期	令和 6 年 9 月 1 日（日）から 令和 7 年 3 月 31 日（月）	令和 6 年 6 月 1 日（土）から 6 月 30 日（日）必着	令和 6 年 7 月

※ 9 月 1 日（日）～12 月 31 日（火）までの間は、文化助成事業重点期間とし、前期・後期のいずれかで助成に申請できます。

※ 事業日・会場が確定できていない場合でも事業内容が決定していれば助成申請をすることができます。その場合は、開催日・会場は予定としてください。但し、事業開催日・会場が決定後に、提出済みの申請書の修正が必要になります。

9 助成の決定

助成審査会において提出書類に基づき審査します。その後審査結果を申請者へ通知します。採否の結果及び理由に関するお問合せには、応じていませんので、ご了承ください。

10 助成の表示

助成を決定した事業について、ちらし、ポスター、パンフレット等の印刷物やホームページ等 WEB 掲載の場合は、助成の表示が必要になります。

(1) 必要な表示は以下 2 項目です。①、②を掲載してください。

- ① 本事業は、（公財）豊田市文化振興財団文化助成事業です。
- ② 文化助成事業ロゴマーク

(2) 掲載位置・大きさ・フォント・カラー（モノクロ）指定はありません。主催者の判断にて表示してください。



(3) 豊田市の後援が必要な場合は、別に書類が必要となりますので、申し出てください。

11 助成内容の変更や中止について

助成決定後、申請内容に変更や中止がある場合は、速やかに財団 文化事業課まで連絡し、以下の書類をご提出ください（内容の変更や中止・縮小、日時、会場、参加対象者など。）
なお、内容などが大幅に変更される場合は、助成対象外になる場合があります。

①助成内容変更申請書

12 助成金の交付

事業実施後、一カ月以内に事業報告書を提出してください。

提出書類は、事業実施報告書、収支決算書、領収書、印刷物（ちらし、パンフレット等）、記録写真の5点です。

提出された事業報告を精査し、助成要件の確認をしたのちに助成金の交付を決定します。
決定後、一カ月以内に、助成金を指定の口座に振り込みます。

13 書類配布

申請に必要な書類は、（公財）豊田市文化振興財団 文化事業課窓口にて配布、又は当財団ホームページからダウンロードしてください。

HPアドレス <http://www.cul-toyota.com/>

①助成申請書／事業実施計画書／収支予算書

②事業実施報告書／収支決算書



主催・お問合せ・提出先

（公財）豊田市文化振興財団 文化部 文化事業課
〒471-0035 豊田市小坂町 12-100（豊田市民文化会館内）

【電話】0565-31-8804 【FAX】0565-35-4801

【E-mail】toyo-cul@hm2.aitai.ne.jp

【対応時間】9：00～17：00（月曜日休館・ただし祝日は開館）